



新事業開発・アライアンス助成事業

募集要項

東経連ビジネスセンター



新事業開発・アライアンス助成事業 募集要項

1. 概要

本事業は、新技術の開発に向けて、東北の企業が産学連携または産産連携により取り組む共同開発に対して助成を行い、東北地域の企業の競争力を強化することを目的としています。

2. 支援特徴

- ① 申込みはいつでも受け付けております。採択は年4回行います。
- ② 支援決定後、速やかに50万円を概算払い（前払い）します。残額は、支援期間中間時期の評価にて決定致します。
- ③ 必要に応じ、課題解決に向けて専門分野に精通した専門家を派遣します（無料）。

3. 応募資格

（1）対象となる企業

以下の全ての要件を満たすこと

- ① 代表開発者は、主たる事業拠点を東北7県（新潟を含む）に置き、自ら技術開発と事業化を行う会社であること
ここでいう会社とは、会社法で定める会社を指す
- ② 1社単独での研究ではなく、共同研究先が1団体以上あること
ここでいう共同研究先とは、企業、大学等の研究機関、公設試験研究機関などを指す
- ③ 新市場・新流通チャネル・海外市場への参入を目指し、雇用創出、工場増設、投資誘発効果、東北地域の関連企業への発注増加、株式公開に繋がる可能性が見込まれる事業を実施している企業が対象となります。

（2）対象となる具体的事業

上記に加え、下記に該当する事業が対象となります。

- ・ I L C等、加速器関連プロジェクトに関する要素技術の開発に貢献する事業
- ・ 自動車、航空機、医療機器、介護福祉機器等に関するモノづくり技術の進化に貢献する事業
- ・ 地域の農林水産資源等を活かし、技術開発に取り組む事業
- ・ 地域資源の活用等により、交流人口の拡大に貢献する事業
- ・ 持続可能な社会の実現に貢献する事業
- ・ 被災地（沿岸部、原子力発電所事故）の復興に貢献する事業
- ・ 東京オリンピック等をきっかけに海外とのビジネスの活性化に貢献する事業
- ・ その他、「対象となる企業」に記載した効果が予測される事業



(3) その他

下記の事項をご了解いただける企業

- ・助成決定後、報道機関に対しプレスリリースを行うこと。
- ・事業開発を責任を持って進める体制が社内で整っていること。
- ・事業の進捗を管理する「四半期管理表」を作成し、遅延なく事務局に提出すること。
- ・支援終了後に実施するアンケートに協力すること。
- ・企業が報道機関から取材を受ける場合には、東経連ビジネスセンターからの支援を受けた事業であること、支援内容等を伝え、記事化に協力すること。

4. 開発技術の要件

以下の要件を概ね満たすこと

- ① 自社が保有する新規性・独創性のある技術であること
- ② 大学等、他の団体が保有する技術シーズを活用する場合には、本技術開発における利活用方法、アプリケーション等が新規性・独創性を持っていること
- ③ 食品等、生体に関わるシーズについては、その有効性、安全性等が、公的機関等により科学的に証明されていること
- ④ 類似の技術がある場合には、相対的にその技術の性能が大きく優れていること
- ⑤ アプリケーションの明確化が図られており、3年以内に実用化の見込みがある技術であること
ここでいう実用化とは、量産の開始、量産試作品・プロトタイプの開発終了、技術供与の開始、サービス提供の開始などを指す
- ⑥ その技術の実用化により、東北7県（新潟を含む）に所在する応募企業の収益向上が大きく期待できること
- ⑦ 自社のみの利益に止まらず、東北7県（新潟を含む）の経済的・社会的発展やそこに住む人々のモチベーション向上の喚起が期待できるような、話題性のある技術開発であり、公共の利益に寄与すること
- ⑧ 東日本大震災からの復興に資する技術開発であること

5. 支援決定までのフロー

(1) 募集および審査

通年で募集します。審査および助成の決定は、四半期毎に、年4回行います。
各審査会の締切日は、審査会開催予定日の4週間前と致します。

(2) 提出書類

当センターが定める「新事業開発・アライアンス助成申込書」をご提出ください。なお原則として提出された書類は返却いたしません。



(3) 助成金

100万円を限度とし、応募会社から申請があった金額の半額を、助成契約締結後速やかに前払いいたします。残額のお支払いは、研究期間の中間時期に実施する、専門家による中間評価の結果により決定いたします。

進捗状況によっては、助成打ちりとさせて頂く場合もございます。

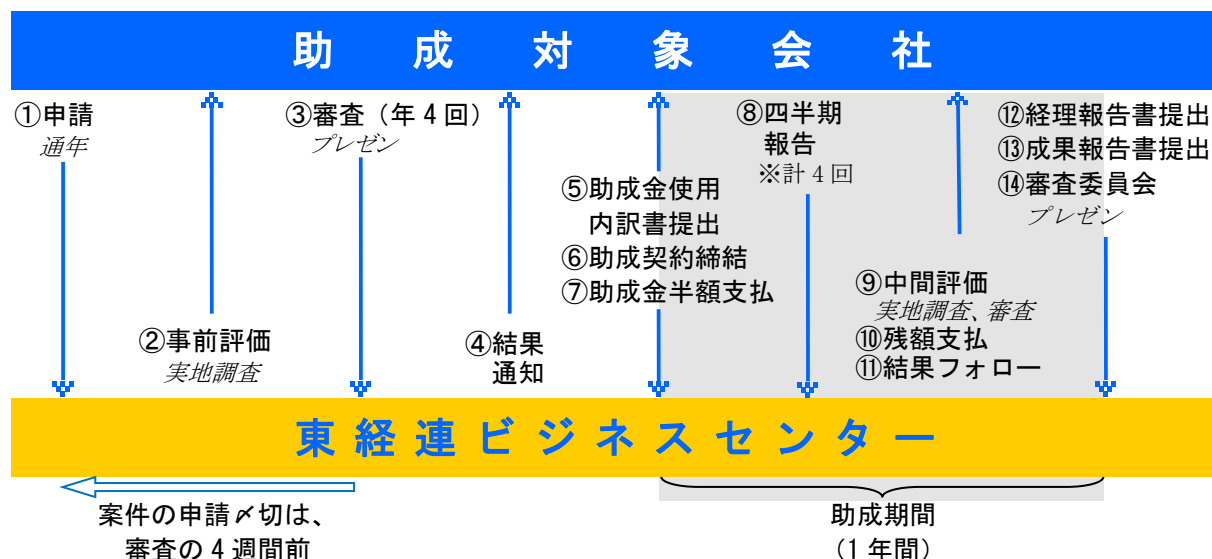
(4) 発表

助成が決定した場合には、原則として、助成契約締結後、報道機関に対しプレスリリースを行います。

(5) 研究成果の帰属

本助成事業の実施により発生した知的財産権は申請者に帰属することができます。

【フロー図】



お申込み・お問い合わせは

東経連ビジネスセンター

〒980-0021

仙台市青葉区中央 2-9-10 セントレ東北 11 階
(一般社団法人 東北経済連合会内)

Tel. 022-397-9098 Fax. 022-262-7055

e-mail : info@tokeiren-bc.jp